



交付運用報告書 第 11 期 (2018 年 11 月 1 日 ~ 2019 年 10 月 31 日)

バンガード®・インターナショナル・エクイティ・インデックス・ファンズ  
・バンガード・FTSE・オールワールド(除く米国)スモールキャップ・イン  
デックス・ファンド

Vanguard International Equity Index Funds -  
Vanguard FTSE All-World ex-US Small-Cap Index Fund

米ドル建 / オープンエンド契約型外国投資信託  
米国デラウェア籍法定トラスト ETF クラス受益証券

受益者のみなさまへ

毎々、格別のご愛顧にあずかり厚くお礼申し上げます。  
さて、バンガード・インターナショナル・エクイティ・インデックス・ファンズ・  
バンガード・FTSE・オールワールド(除く米国)スモールキャップ・インデックス・フ  
ァンドのETFクラス受益証券(以下「ファンド」といいます。)は、このたび、第11期  
の決算を行いました。ファンドの投資目的は、国際的な小型株の投資収益を計測するベ  
ンチマーク・インデックスのパフォーマンスへの一致を目指して運用を行うことです。  
当期につきましてもそれに沿った運用を行いました。ここに、運用状況をご報告申し上  
げます。  
今後とも一層のお引立てを賜りますよう、お願い申し上げます。

第 11 期末

1 口当たり純資産価格	105.96 米ドル
純資産総額	5,400 百万米ドル
第 11 期	
トータルリターン	8.28%
1 口当たり分配金額	2.997 米ドル

(注1) トータルリターンは、表示通貨(米ドル)建ての純資産価格に基づき計算されてお  
ります。

(注2) 1 口当たり分配金額は、税引前の分配金額を記載しています。以下同じです。

ファンドの運用報告書(全体版)は受益者のご請求により交付されます。交付をご請求さ  
れる方は、取次証券会社までお問い合わせください。

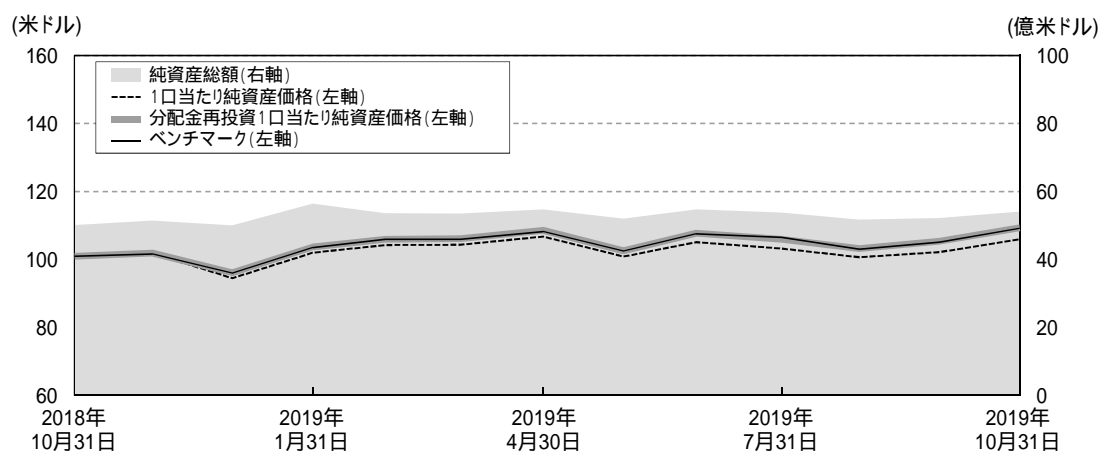
< その他記載事項 >

交付運用報告書および運用報告書(全体版)はバンガード・インベストメンツ・ジャパン  
株式会社のウェブサイト(<https://www.vanguardjapan.co.jp>)の投資信託情報ページにて電磁  
的方法により提供しております。

トラスト: バンガード・インターナショナル・エクイティ・インデックス・ファンズ

## 運用経過

### 当期の1口当たり純資産価格等の推移について



- (注1) 分配金再投資1口当たり純資産価格は、税引前の分配金を分配時にファンドへ再投資したとみなして算出したもので、ファンド運用の実質的なパフォーマンスを示すものです。以下同じです。
- (注2) 分配金再投資1口当たり純資産価格は、第10期末の1口当たり純資産価格を起点として計算しています。
- (注3) 分配金再投資1口当たり純資産価格は、各投資者の購入状況などにより課税条件が異なるため、分配金に対する税金を考慮しておりません。そのため、最終的な税引後の結果を示すものではありません。
- (注4) ファンドのベンチマークは、FTSE グローバル・スモールキャップ(除く米国)インデックスです。
- (注5) ベンチマークは、第10期末の1口当たり純資産価格を起点として計算しています。

バンガード・FTSE・オールワールド(除く米国)スモールキャップ・インデックス・ファンドのETFクラス受益証券(ティッカー:VSS)は、「バンガード・FTSE・オールワールド(除く米国)スモールキャップETF」と称することがあります。

また、本書においては、当ファンドの名称を英文アニュアルレポートに記載の英語名称で表記する場合や、ETFクラス受益証券を「ETF 受益証券」と表記する場合があります。

## 2018年10月31日から2019年10月31日までのファンドのパフォーマンス

	期初の価格	期末の価格	1口当たり分配金	
			インカム分配	キャピタルゲイン
ファンド	100.93 米ドル	105.96 米ドル	2.997 米ドル	0.000 米ドル

## 2019年10月31日に終了する期間までの年間平均トータルリターン

	1年	5年	設定(2009年 4月2日)以来	投資額 10,000 米ドル に対する最終価格
ファンド 純資産価格	8.28%	4.06%	6.11%	18,100 米ドル
ファンド 市場価格	8.17	3.87	6.10	18,080
ベンチマーク	8.12	4.02	6.00	17,917
FTSE グローバル・オ ールキャップ(除く米 国)インデックス	11.18	4.15	5.35	16,834

(注) ETF 受益証券について、市場価格は、ニューヨーク証券取引所の通常取引終了時(通常、米国東部標準時間午後4時)の呼値スプレッドの中間値によって決定されます。ファンド総資産の市場価格から負債を控除し、発行済ファンド受益証券口数で除すことにより計算される純資産価格もまた、ニューヨーク証券取引所の通常取引終了時に決定されます。

## 1口当たり純資産価格の主な変動要因、投資環境およびポートフォリオについて

### ファンドのパフォーマンス

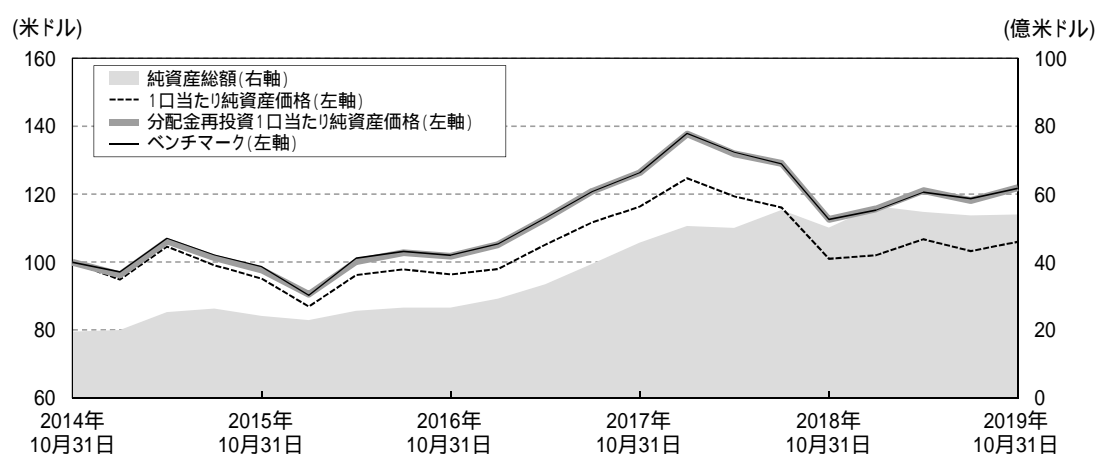
- 2019年10月31日に終了した12か月間におけるバンガード・FTSE・オールワールド(除く米国)・インデックス・ファンドのアドミラル受益証券のリターンは+11.38%となりました。バンガード・FTSE・オールワールド(除く米国)スモールキャップ・インデックス・ファンドのアドミラル受益証券のリターンは、2019年2月7日の設定日以降の期間において+6.08%となりました。両ファンドともに、リターンがそれぞれのベンチマーク・インデックスに一致する形となりました。
- 投資家は、世界経済成長の減速の兆し、長引く貿易摩擦、国際緊張の高まりや、英国の欧州連合(EU)離脱方法を巡っていまだに出口が見えない状況の中、経済の先行き不透明感と変動に直面することとなりました。米ドル相場が大きく変動し、当期末には他のほとんどの主要世界通貨に対して下落したため、国際株式にとって追い風となりました。
- リターンに最も貢献したのは、両ファンドともに組入比率が最も高い欧州株、太平洋地域株と新興国株でした。
- バンガード・FTSE・オールワールド(除く米国)・インデックス・ファンドの10の業種はすべてプラスのリターンとなりました。バンガード・FTSE・オールワールド(除く米国)スモールキャップ・インデックス・ファンドについては、石油・ガスの業種がファンドのリターン全体から1ポイント強の下落となりました。

\* 上記の記述は、Vanguard FTSE All-World ex-US Index Fund および Vanguard FTSE All-World ex-US Small-Cap Index Fund のクラス受益証券すべて(ファンドの ETF 受益証券を含みます。)についてのものです。

## 費用の明細

項目	項目の概要		注
管理費用	純資産価額の年率 0.08%	管理的性格の業務および 事業運営にかかる業務の 対価	費用の料率は、2020年 2月27日付英文目論見 書に記載された現会計 年度の見込み費用で す。 2019年10月31日に終 了した会計年度におい て、費用料率は合計 0.11%でした。
12b-1 販売費 用	なし	該当なし	
その他の費用	0.03%	ファンドが負担したその 他の費用金額	
ファンドの年次 運営費用合計	0.11%		

## 最近5年間の1口当たり純資産価格等の推移について

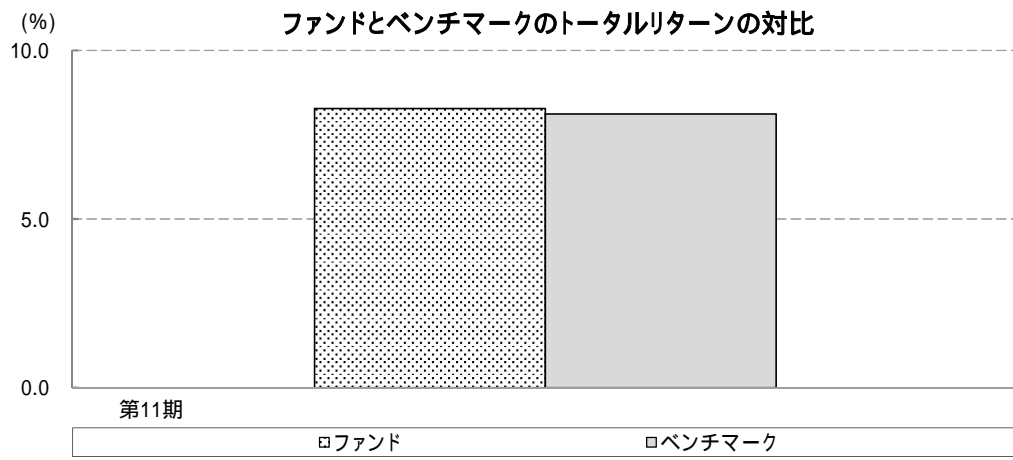


	第6期末 2014年 10月31日	第7期末 2015年 10月31日	第8期末 2016年 10月31日	第9期末 2017年 10月31日	第10期末 2018年 10月31日	第11期末 2019年 10月31日
1口当たり純資産 価格(米ドル)	99.89	95.09	96.34	116.30	100.93	105.96
1口当たり分配 金額(米ドル)	2.721	2.627	2.540	2.830	3.120	2.997
ファンドのトータルリターン (%)	0.34	-2.19	4.11	24.16	-10.87	8.28
ベンチマークのトータルリターン (%)	-0.51	-1.27	3.40	23.82	-10.89	8.12
純資産総額 (百万米ドル)	1,947	2,407	2,652	4,568	5,009	5,400

(注1) 分配金再投資1口当たり純資産価格は、第6期末の1口当たり純資産価格を起点として計算しています。

(注2) ベンチマークは、第6期末の1口当たり純資産価格を起点として計算しています。

## ベンチマークとの差異について



## 分配金について

当期（2018年11月1日～2019年10月31日）の1口当たり分配金（税引前）はそれぞれ下表のとおりです。なお、下表の「分配金を含む1口当たり純資産価格の変動額」は、当該分配落日における1口当たり分配金額と比較する目的で、便宜上算出しているものです。

（金額：米ドル）

分配落日	1口当たり純資産価格	1口当たり分配金額 （対1口当たり純資産価格比率 <sup>（注1）</sup> ）	分配金を含む1口当たり純資産価格の変動額 <sup>（注2）</sup>
2018年12月24日	91.20	1.536 (1.66%)	-20.45
2019年3月25日	103.46	0.044 (0.04%)	12.30
2019年6月17日	101.70	0.856 (0.83%)	-0.90
2019年9月24日	103.37	0.562 (0.54%)	2.23

（注1）「対1口当たり純資産価格比率」とは、以下の計算式により算出される値であり、ファンドの収益率とは異なる点にご留意ください。

$$\text{対1口当たり純資産価格比率（\%）} = 100 \times a / b$$

a = 当該分配落日における1口当たり分配金額

b = 当該分配落日における1口当たり純資産価格 + 当該分配落日における1口当たり分配金額

以下同じです。

（注2）「分配金を含む1口当たり純資産価格の変動額」とは、以下の計算式により算出されます。

$$\text{分配金を含む1口当たり純資産価格の変動額} = b - c$$

b = 当該分配落日における1口当たり純資産価格 + 当該分配落日における1口当たり分配金額

c = 当該分配落日の直前の分配落日における1口当たり純資産価格

以下同じです。

（注3）2018年12月24日の直前の分配落日（2018年9月26日）における1口当たり純資産価格は、113.19米ドルでした。

## 今後の運用方針

ファンドは、国際的な小型株の投資収益を計測するベンチマーク・インデックスのパフォーマンスへの一致を目指します。今後も投資方針に従い、引き続き運用を行います。

## ファンドの概要

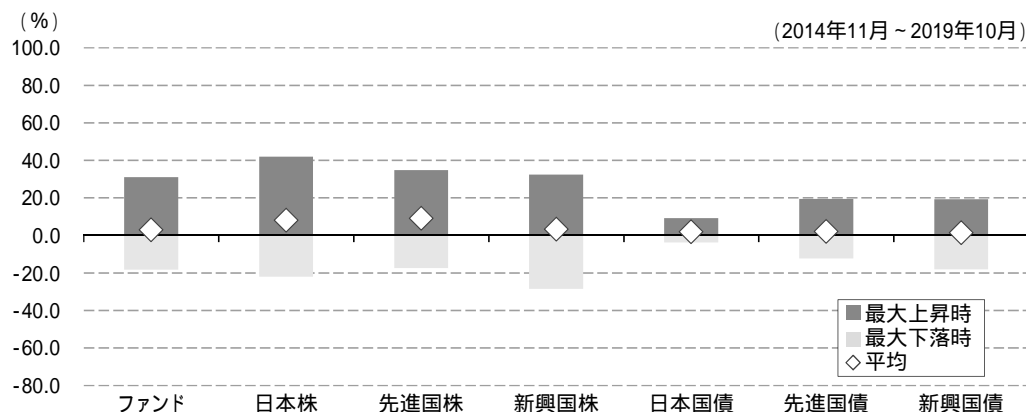
ファンド形態	米ドル建 / オープンエンド契約型外国投資信託 米国デラウェア籍法定トラスト
信託期間	無期限
運用方針	ファンドは、国際的な小型株の投資収益を計測するベンチマーク・インデックスのパフォーマンスへの一致を目指して運用を行います。
主要投資対象	下記「運用方法」をご参照ください。
運用方法	<p>ファンドは、国際的な小型株の株式市場パフォーマンスを測るよう企図された浮動株調整時価総額加重型インデックスである FTSE グローバル・スモールキャップ(除く米国)インデックス(FTSE Global Small Cap ex US Index)のパフォーマンスへの一致を企図したインデックス投資手法を用います。2019年10月31日現在、本インデックスは、先進国市場および新興国市場の両方を含む47の市場に所在する企業3,792社の株式を含みます。2019年10月31日現在、本インデックスがカバーしている大市場は、それぞれがインデックスの時価総額で約16%、14%、11%および7%を占める、日本、カナダ、英国および台湾です。ファンドは、通常、そのターゲット・インデックスの株式の全てもしくは実質的全てに投資することで、また、主要なリスク要因およびその他の特性という点でインデックスに類似する証券の代表標本を保有することで、目標とするインデックスのサンプリングを試みます。考慮される特性には、産業別配分、国別配分、時価総額および株式のその他の財務特性を含みます。</p>
投資制限	<p>ファンドは、以下の基本的投資方針に従わなくてはなりません。基本的投資方針はファンドの受益証券の過半数にあたる受益者の承諾がなければ、いかなる方法によっても変更することはできません。かかる目的上、「過半数」の受益証券とは、ファンドの純資産の50%以上に相当する受益証券を有する受益者または委任状を有する代理人が出席した上でのファンドの純資産の67%以上の賛成投票を表象する受益証券、またはファンドの純資産の50%以上を表象する受益証券のいずれか少ない方をいいます。</p> <p>(i) 借入れ          ファンドは、米国1940年投資会社法その他の適用法令、これらに基づく規則、またはファンドの監督権限を有する米国証券取引委員会(SEC)もしくは他の規制当局により許可されている場合に限り、借入れを行うことができます。</p> <p>(ii) コモディティ          ファンドは、米国1940年投資会社法その他の適用法令、これらに基づく規則、またはファンドの監督権限を有するSECもしくは他の規制当局により許可されている場合に限り、コモディティへの投資を行うことができます。</p> <p>(iii) 分散          ファンドの総資産の75%について、ファンドは、米国1940年投資会社法に定義された「運用会社」という区分、あるいは「オープン・エンド会社」および「分散投資会社」という副区分を変更することができません。</p> <p>(iv) 同一業種への集中投資          ファンドは、目標とするインデックスの構成に近似させるために必要な場合を除いて、主要な事業活動が同一業種または同一業界の発行者の証券に投資を集中させてはなりません。</p> <p>(v) 貸付け          ファンドは、米国1940年投資会社法その他の適用法令、これらに基づく規則、またはファンドの監督権限を有するSECもしくは他の規制当局により許可されている場合に限り、他の者への貸付けを行うことができます。</p> <p>(vi) 不動産          ファンドは、証券その他の金融商品を保有する結果として取得される場合を除き、不動産に直接投資することはできません。この制限は、ファンドが(1)不動</p>



	<p>産への投資、取引もしくは別の方法で不動産取引に携わる会社が発行する、または(2)不動産もしくは不動産の持分により裏付けられもしくは担保される、証券その他の金融商品に投資することを妨げません。</p> <p>(vii) 優先証券  ファンドは、米国 1940 年投資会社法その他の適用法令、これらに基づく規則、またはファンドの監督権限を有する SEC もしくは他の規制当局により許可されている場合を除き、優先証券を発行することはできません。</p> <p>(viii) 引受け  ポートフォリオ証券の売買に関連し、ファンドが米国 1933 年証券法上の意味における引受会社とみなされる場合を除き、ファンドは他の発行者の証券の引受会社としての業務を行うことはできません。</p>
<p>分配方針</p>	<p>ファンドは、受益者に対して、純インカム所得(利息および配当から費用を控除した額)および保有する資産の売却によって実現した短期または長期の純キャピタル・ゲインの実質的全額を分配します。インカム分配は、通常、四半期毎の3月、6月、9月、12月に支払われます。キャピタル・ゲインの分配(もしあれば)は通常毎年12月に行われます。さらに、ファンドは、随時、追加的な分配を年度の一定時点で行うことがあります。</p> <p>ファンドは随時、予想されたより高い分配金を支払うことがあります。ファンドは、インデックス・ファンドとして、ベンチマークとするインデックスの変更を反映させるために保有銘柄を調整する必要があります。場合によっては、かかる調整により価格が上昇している有価証券を売却せざるを得ないことがあり、したがって、受益者に分配しなければならないキャピタル・ゲインを実現することになります。有価証券がインデックスから外れる理由はいくつかあり、企業の合併・買収、発行体の時価総額の大幅な変動、または新興市場から先進国市場への変更など、ある国の市場における地位の変更が含まれます。</p>

## (参考情報)

### ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



### ファンドと他の代表的な資産クラスの平均騰落率、年間最大騰落率および最小騰落率

	ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
平均リターン(%)	3.0	8.2	9.2	3.4	2.0	2.1	1.5
最大値(%)	31.0	41.9	34.8	32.3	9.1	19.3	19.2
最小値(%)	-18.4	-22.0	-17.5	-28.6	-3.9	-12.3	-18.1

\* 2014年11月～2019年10月の5年間ににおける年間騰落率（各月末時点）の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。

\* 代表的な資産クラスを表す指数

日本株.....TOPIX（配当込み）

先進国株.....FTSE 先進国株価指数（除く日本、円ベース）

新興国株.....S&P 新興国総合指数

日本国債.....BBG パークレイズ E1 年超日本国債指数

先進国債.....FTSE 世界国債指数（除く日本、円ベース）

新興国債.....FTSE 新興国市場国債指数（円ベース）

（注）S&P 新興国総合指数は、Bloomberg L.P.で円換算しています。

TOPIX（東証株価指数）は、株式会社東京証券取引所（以下「株東京証券取引所」といいます。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関する全ての権利は、株東京証券取引所が有しています。なお、ファンドは、株東京証券取引所により提供、保証または販売されるものではなく、株東京証券取引所は、ファンドの発行または売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

FTSE先進国株価指数（除く日本、円ベース）、FTSE世界国債指数（除く日本、円ベース）およびFTSE新興国市場国債指数（円ベース）に関するすべての権利は、London Stock Exchange Group plcまたはそのいずれかのグループ企業に帰属します。各指数は、FTSE International Limited、FTSE Fixed Income LLCまたはそれらの関連会社等によって計算されています。London Stock Exchange Group plcおよびそのグループ企業は、指数の使用、依存または誤謬から生じるいかなる負債について、何人に対しても一切の責任を負いません。

- (注1) 分配金再投資1口当たり純資産価格は、税引前の分配金を分配時にファンドへ再投資したとみなして算出したものです。
- (注2) ファンドの年間騰落率(各月末時点)は、各月末とその1年前における分配金再投資1口当たり純資産価格を対比して、その騰落率を算出したものです(月末が営業日でない場合は直前の営業日を月末とみなします。)
- (注3) ファンドの年間騰落率は、表示通貨建てで計算され、円貨に為替換算されておられません。したがって、円貨に為替換算した場合、上記とは異なる騰落率となります。
- (注4) 代表的な資産クラスの年間騰落率(各月末時点)は、各月末とその1年前における上記の指数の値を対比して、その騰落率を算出したものです(月末が休日の場合は直前の営業日を月末とみなします。)
- (注5) ファンドと代表的な資産クラス間の年間騰落率の比較は、上記の5年間の各月末時点における年間騰落率を用いて、それらの平均・最大・最小をグラフにして比較したものです。
- (注6) ファンドの分配金再投資受益証券1口当たり純資産価格および年間騰落率は、実際の1口当たり純資産価格およびそれに基づいて計算した年間騰落率やトータルリターンとは異なる場合があります。
- (注7) ファンドは、代表的な資産クラスの全てに投資するものではありません。

## ファンドデータ

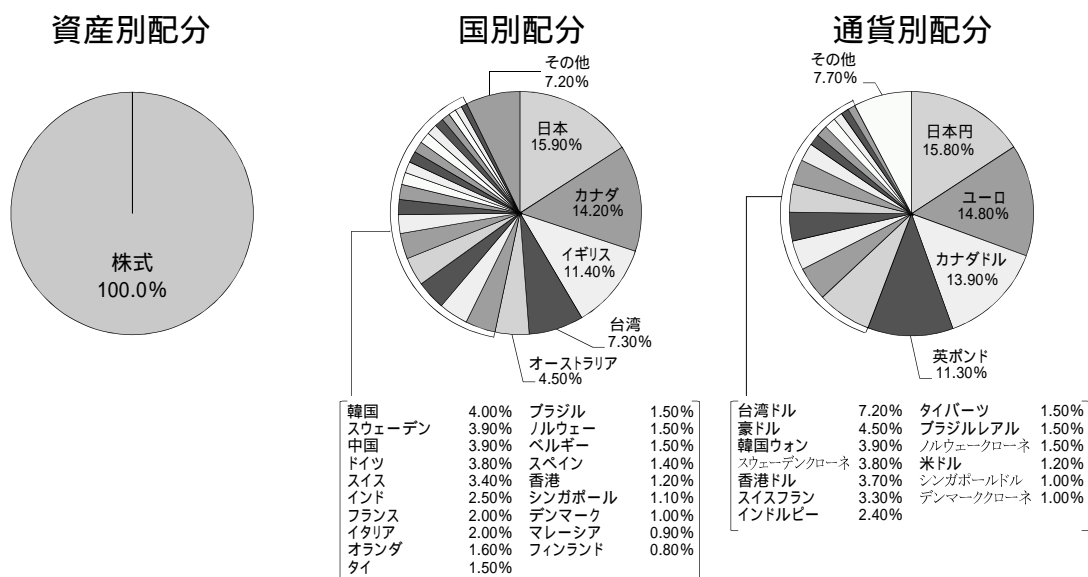
### Vanguard FTSE All-World ex-US Small-Cap Index Fund の組入資産の内容 (第11期末現在)

#### 組入上位資産

(組入銘柄数：3,964 銘柄)

	銘柄	組入比率 (%)
1	Open Text Corp.	0.4
2	Emera Inc.	0.4
3	Kirkland Lake Gold Ltd.	0.4
4	Algonquin Power & Utilities Corp.	0.3
5	CAE Inc.	0.3
6	Canadian Apartment Properties REIT	0.3
7	WSP Global Inc.	0.3
8	CCL Industries Inc.	0.3
9	Kinross Gold Corp.	0.3
10	First Quantum Minerals Ltd.	0.2

(注) 組入比率は、各組入銘柄の市場価格を Vanguard FTSE All-World ex-US Small-Cap Index Fund の純資産総額で除して計算しています。



(注1) 上記の円グラフは、Vanguard FTSE All-World ex-US Small-Cap Index Fund の組入資産の情報を示しています。

(注2) Vanguard FTSE All-World ex-US Small-Cap Index Fund の組入銘柄に関する詳細な情報等につきましては、運用報告書(全体版)に記載されています。

## 純資産等

第 11 期末	
1 口当たり純資産価格	105.96 米ドル
純資産総額	5,400 百万米ドル
発行済口数	50,966,803 口

ファンドの資本持分取引は以下のとおりです。

	2019 年 10 月 31 日に 終了した年度	
	(千米ドル)	(千口)
発行済み	676,487	6,943
現金分配に代えて発行	.	.
買戻し	(571,403)	(5,600)
純増加(減少)額	105,084	1,343